

「乳幼児総合支援センター」へ向けた 取り組みの提示状況 — 乳児院の公式インターネット・ホームページの調査を通じて —

渡 邊 晴 香

Status of Presentations of Initiatives towards
“General Support Center for Infants and Toddlers”:
Through the Investigation into the Official Websites of Infant Homes

Haruka WATANABE

【要 旨】

本研究は乳児院が「乳幼児総合支援センター」を目指す取り組みの状況について、要保護児童等予防的支援機能とフォスタリング機能の提示状況に着目して調査を行い、乳児院の今後のあり方について検討することを目的とした。対象は日本全国の乳児院の公式ホームページとし、要保護児童等予防的支援機能の提示状況と内容、フォスタリング機能の提示状況について調査した。調査の結果、要保護児童等予防的支援機能については全国で66.0%の乳児院が機能を提示していることが明らかとなり、乳児院が着実に多機能化を進めていることが示された。また、各乳児院が今できることから地域貢献の取り組みを進めつつも、今後支援の拡充が求められることも示された。フォスタリング機能については全国で38.8%の乳児院が機能を提示しており、今後より情報を発信していくことが必要であると考えた。変わりつつある乳児院が地域にどんな影響をもたらすのか、また「乳幼児総合支援センター」を目指すうえで課題となることは何かを明らかにすることが今後の課題である。

【キーワード】

乳児院、乳幼児総合支援センター、子育て支援

1. 問題と目的

日本における児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっている。令和4年度の児童相談

所における児童虐待相談対応件数は219,170件（速報値）であり、過去最多となっている¹⁾。令和2年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は205,044件で、これを被虐待者の年齢別にみると「3歳」が

14, 195件と0歳から18歳までの中で最も多い。次いで「2歳」が13, 885件、「1歳」が13, 376件となっており、3歳以下の子どもが虐待を受けるケースが非常に多いことが明らかとなっている²⁾。

児童虐待をはじめとする様々な理由で家庭での養育が困難となった乳幼児の育みを受託する施設として、乳児院がある。乳児院とは、児童福祉法第37条に規定されており、乳児(保健上、安定した生活環境の確保とその他の理由により特に必要のある場合は、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

2009年国連総会にて「児童の代替的養護に関する指針」³⁾が採択された。それによると施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズに対応することを踏まえながらも、①児童を家族の養護から離脱させることは最終手段であること、②3歳未満の児童の社会的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきであること、③大規模な施設養護は廃止していくべきこと、等が示された。このような背景から、国は2017年に「新しい社会的養育ビジョン(以下、社会的養育ビジョン)」⁴⁾を示し、親子を分離させない在宅支援の充実や、里親や養子縁組の推進、乳幼児の家庭養育原則の徹底といった方針を強調した。この社会的養育ビジョンでは、乳児院にさらなる高機能化や多機能化を求めており、「乳児院」という名称も機能にあったものに変更することが求められた。このような国の動向に対し全国乳児福祉協議会は、乳児院がアタッチメント形成とファミリーソーシャルワークを軸とする「乳幼児総合支援センター」としての役割を担うことを提言しており、「『乳幼児総合支援センター』を目指して(2019)」⁵⁾の中でその機能の具体化を図っている。

「『乳幼児総合支援センター』を目指して」の中で、「乳幼児総合支援センター」が備える機能として以下の7つが示されている。①小規模養育支援機能、②要保護児童等予防的支援機

能、③一時保護機能、④親子関係構築支援機能、⑤フォスタリング機能、⑥アフターケア機能、そしてこれら6つの機能が適切に機能するよう支え、運営、監督する基盤となる⑦センター拠点機能、である。この中には乳児院が従来から備え、発展させてきた機能も含まれており、新たな機能として求められたのは主に②要保護児童等予防的支援機能、⑤フォスタリング機能、⑦センター拠点機能の3つである。

乳児院は今後、入所児童のケアはもとより「乳幼児総合支援センター」として「多様な機能を活用して地域社会に貢献することが重要で、これにより地域社会から認められ、地域の有用なセンターとしての信用を確固たるものにする」⁶⁾ことを目指している。新たに追加された3つの機能のうち、要保護児童等予防的支援機能、フォスタリング機能の2つは特に地域子育て支援との関わりが強く、地域社会との連携を基盤としている。

要保護児童等予防的支援機能という名称の中にある「要保護児童等」とは、児童福祉法第6条の3第8項において「保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定義されている。また、要支援児童とは、児童福祉法第6条の3第5項において「乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」と定義されている。要保護児童等予防的支援機能はこれら要保護児童・要支援児童が社会的養護につながる前段階で、家族との暮らしが継続できるよう予防的に支援する機能である⁷⁾。

フォスタリング機能とは、子どもの最善の利益のために、「委託可能な里親を開拓・育成する」、「里親が相談しやすく、協働できる環境を作る」、「安定した里親養育を継続できる」これらを達成することを目的としたフォスタリング業務のことを指す⁸⁾。「社会的養育ビジョン」では、3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現するとの目標が掲げられている⁹⁾。里親委託率は少しずつ上昇

しているものの、令和3年度末の日本における里親委託率は23.5%¹⁰⁾と目標には遠く及ばないのが現状である。子どもの最善の利益のために里親を増やすこと、そして里親となった人・里親となる人が安心して子どもを育てることができるよう環境を整えていくことがフォスタリング機能には求められている。

乳児院が「乳幼児総合支援センター」としての役割を担うことが提言されてからおよそ4年が経過した今、乳児院に新たに求められた要保護児童等予防的支援機能の提示状況とその内容、フォスタリング機能の提示状況について調査を行い、乳児院の今後のあり方について検討したい。

2. 方法

日本全国の乳児院の公式インターネット・ホームページにおける要保護児童等予防的支援機能の提示状況及びその内容、フォスタリング機能の提示状況について調査を行った（調査対象は2023年10月13日現在の情報）。なお、ホームページをもっていない乳児院については全ての機能について「提示していない」とみなした。

インターネット・ホームページという媒体を調査対象として選んだのは、乳児院が地域社会と連携し、貢献する「乳幼児総合支援センター」を目指すうえでこれらを利用して情報を公開することは非常に重要であると考えたからである。

また、育児中の育児情報源として、92.7%の母親がインターネットを利用していることが明らかとなっている¹¹⁾。さらに、社会的養護施設第三者評価事業の第三者評価共通評価基準（乳児院解説版）¹²⁾においては評価項目Ⅱ-3-(1)-①「運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。」で「ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている」ことが評価の着眼点として示されている。以上の理由からもインターネット・ホームページにおける各機能の提示状況を調査することは、今後の乳児院

のあり方を検討する一助になると考えた。

提示状況については、「『乳幼児総合支援センター』をめざして」をもとに、それぞれの機能に関して以下のいずれかの記載が見られれば機能を「提示している」と判断した。なお、ホームページでの記載に各種事業名が明記されていなくても、支援の内容からその機能を十分に担っていると筆者が判断した場合は機能を「提示している」と判断した。ある乳児院が「産前・産後母子支援を地域ですすめるために」の事例集の中で「ニーズが多いから取り組むのではなく、たとえニーズが少なくても、制度がなくても、必要な人がいたら、今できることを地域貢献事業としてやっていくなかで、ニーズが喚起され制度が整っていくと思われる」と指摘している¹³⁾ように、たとえ現時点で事業化しておらずとも各乳児院が今できるところまで地域に貢献していることが「乳幼児総合支援センター」への貴重な一歩であると考えられる。

〈要保護児童等予防的支援機能〉

①子育て短期支援事業

乳児院において短期入所生活援助（以下、ショートステイ）や夜間養護等（以下、トワイライトステイ）を行うこと。今回の調査では、ショートステイ、トワイライトステイの両方、もしくはどちらかの記載があれば「提示している」と判断した。

②親子の通所

「親子の通所」機能は、親子で乳児院に通所し、子どもの養育や集団活動に親も一緒に参加して子育てのノウハウを学び、同時にさまざまな親の相談に応じていくものとされている。乳児院に足を運び「子育て広場」や「親子教室」等に参加できる仕組みがあることが「親子の通所」に対する取り組みであると捉えた。一方で、相談に応じるだけでは、この「親子の通所」機能を果たしているとはいえないため、ホームページ上に相談できる場や手段が提示されている場合も、子どもの養育や集団活動に親も一緒に参加できるような体制が提示されていない場

合は「親子の通所」機能を「提示していない」とみなした。

③産後ケア事業、産前・産後母子サポート事業
(以下、これらをまとめる場合は産後ケア事業等と表記する。)

産後ケア事業とは、特定妊婦を含む出産直後の母子に対して助産師を中心とした専門職が心身のケアや母子の愛着形成を促すものである。特定妊婦とは児童福祉法第6条の3第5項において「出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定義されており、産後に子育て困難に陥る可能性を下げるために、妊娠中から支援を提供することが求められている。

産前・産後母子サポート事業とは、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、子育て経験者やシニア世代の者、保健師、保育士等の専門職等が相談支援を行う事業である。ただし、原則として専門的知識やケアを要する相談、支援は除く。

本調査では、要保護児童等予防的支援機能の本来の目的である「家族との暮らしが継続できるよう予防的に支援する」ことに重きを置き、産後ケア事業と産前・産後サポート事業の区分けはせずに、産前や産後すぐからの母子支援に関する記載や思いがけない妊娠に関する相談窓口、電話・SNS等での妊娠・出産に関する相談受付の記載があればこの機能を「提示している」と判断した。

④親子宿泊支援(24時間)

乳児院に親子で宿泊し、生活支援や養育支援を行うこと。通所だけでは把握が困難な夜間の状況を把握可能にし、適切なアセスメントと支援に繋げることを目的とする。

⑤養育支援訪問事業(居宅訪問)

保育士等が居宅を訪問し、妊娠期の支援、出産後間もない時期に養育者に対する相談や養育技術を提案すること。「家庭訪問型子育て支援・ホームスタート」の記載があった場合も、

この機能を「提示している」と判断した。

〈フォスタリング機能〉

里親の開拓・育成、乳児院での里親に関する相談方法等が明記されている場合は機能を提示していると判断した。都道府県からの委託を受けて乳児院が行っているフォスタリング事業と、各乳児院が独自に行っている里親支援があるが、どちらも前述したフォスタリングに関する目的をもったの取り組みであるため、本稿では区分けはせずに全てフォスタリング機能として捉えた。

調査内容は次の(1)~(3)の通りである。

(1) エリア別の要保護児童等予防的支援機能の提示状況

北海道・東北(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)、関東(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県)、中部(新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県)、近畿(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県、和歌山県)、中国・四国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)、九州・沖縄(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)の6つのエリア別に要保護児童等予防的支援機能をインターネット・ホームページ上で明文化して提示している乳児院数(以下、提示乳児院数)と、調査対象乳児院における提示乳児院数の割合(以下、提示率)を調査した。

(2) エリア別のフォスタリング機能の提示状況

北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の6つのエリア別にフォスタリング機能の提示乳児院数と、提示率を調査した。

(3) 要保護児童等予防的支援機能における事業・支援別の提示状況

要保護児童等予防的支援機能について、①子

育て短期支援事業、②親子の通所、③産後ケア事業、産前・産後母子サポート事業、④親子宿泊支援、⑤養育支援訪問事業、の5つの事業・支援別に提示乳児院数を調査した。また、要保護児童等予防的支援機能を提示している乳児院における事業・支援別の提示乳児院数の割合を調査した。

3. 結果

全国に147施設ある乳児院のうち、公式ホームページをもっていない乳児院は8か所であり、139か所(94.6%)の乳児院が公式ホームページをもっていた。

(1) エリア別の要保護児童等予防的支援機能の提示状況

全乳児院における要保護児童等予防的支援機能の提示率は66.0%であり、エリア別の提示乳

児院数、提示率は表1のとおりの結果となった。エリア別の提示率は北海道・東北エリアが76.9%と最も高く、中部エリアが60.7%と最も低かった。

(2) エリア別のフォスタリング機能の提示状況

全乳児院におけるフォスタリング機能の提示率は38.8%であり、エリア別の提示乳児院数、提示率は表2のとおりの結果となった。全てのエリアにおいて要保護児童等予防的支援機能に比べ提示率が低かった。要保護児童等予防的支援機能と同じく北海道・東北エリアの提示率が最も高かった(61.5%)。提示率が最も低かったのは関東エリアであった(22.2%)。

(3) 要保護児童等予防的支援機能における事業・支援別の提示状況

要保護児童等予防的支援機能における事業・支援別の提示状況は表3のとおりの結果となっ

表1 エリア別の要保護児童等予防的支援機能の提示状況

	乳児院数 ①	提示乳児院数 ②	提示率 ②/①
北海道・東北エリア	13	10	76.9%
関東エリア	45	28	62.2%
中部エリア	28	17	60.7%
近畿エリア	31	22	71.0%
中国・四国エリア	12	9	75.0%
九州・沖縄エリア	18	11	61.1%
全国合計	147	97	66.0%

表2 エリア別のフォスタリング機能の提示状況

	乳児院数 ①	提示乳児院数 ②	提示率 ②/①
北海道・東北エリア	13	8	61.5%
関東エリア	45	10	22.2%
中部エリア	28	11	39.3%
近畿エリア	31	16	51.6%
中国・四国エリア	12	3	25.0%
九州・沖縄エリア	18	9	50.0%
全国合計	147	57	38.8%

た。①子育て短期支援事業の提示乳児院数は79施設と最も多く、要保護児童等予防的支援機能提示乳児院における割合は81.4%であった。提示乳児院数が最も少なかったのは2施設の④親子宿泊支援であり、要保護児童等予防的支援機能提示乳児院における割合は2.1%であった。

②親子の通所の内容は、子育て広場（遊びの広場）、ベビーマッサージ教室、食育体験教室、赤ちゃん・母親カフェなどであった。

4. 考察

(1) エリア別の要保護児童等予防的支援機能の提示状況

全てのエリアにおいて60%以上の乳児院が要保護児童等予防的支援機能を提示していることは、乳児院が「乳幼児総合支援センター」へ向けて着実に多機能化を進めていることを示す結果である。

今後、機能を提示している乳児院と機能を有しながらもホームページに提示していない乳児院とで利用者数等に違いがあるのかを調査していきたい。また、乳児院が従来の「家庭での養育が困難となった乳幼児の育みを受託する施設」という枠組みを越え、要保護児童等予防的支援機能を有し、地域を幅広く支援していくことが地域の子育て家庭等にどのような影響を及ぼすのかを調査し、この機能の有益性を明らかにしていきたい。

(2) エリア別のフォスタリング機能の提示状況

こども家庭庁の関係資料集¹⁴⁾によると、令和3年度における70都道府県市別の里親等委託率は、福岡市が59.3%と最も高く、金沢市が8.6%と最も低かった。里親等委託率は自治体間の格差が大きいことが指摘されている（里親等委託率の委託先には、里親の他ファミリーホームも含まれている）。都道府県別に見ると、里親等委託率は新潟県が43.6%と最も高く、次いで宮城県（39.5%）、佐賀県（38.2%）と続き、最も低いのは10.7%の宮崎県であった。北海道・東北エリアでは属する全ての都道府県において里親等委託率が20%以上となっており、これは他のエリアには見られない特徴であった。乳児院におけるフォスタリング機能の提示率の高さがこの結果に直結していると考えるのは早計ではあるが、各エリアにおける提示率と里親に対する意識の相関について今後より詳細な調査をする価値がありそうだ。

フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本業業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能となっている。里親に養育を委託する子どもは、新生児から高齢児まで全ての子どもが検討の対象とされるが、特に乳幼児は安定した家族関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められている¹⁵⁾。これまでも乳児院から里親へ移行する乳幼児は多く、乳児院には支援のノウハウが蓄積されていると考えられる。それらの知識・

表3 事業・支援別の要保護児童等予防的支援機能の提示状況

提示されている要保護児童等予防的支援機能の内容（事業・支援別）	提示乳児院数	要保護児童等予防的支援機能提示乳児院（97施設）における割合
①子育て短期支援事業	79	81.4%
②親子の通所	56	57.7%
③産後ケア事業 産前・産後母子支援事業	17	17.5%
④親子宿泊支援	2	2.1%
⑤養育支援訪問事業	9	9.3%

技術を生かして里親等を開拓・育成・支援していくことが乳児院には期待されている。里親のもとで養育されることが望ましい子どもが、1人でも多く里親と繋がることのできるよう、まずは少しでも多くの乳児院がフォスタリング機能を有し、情報を発信することが重要なのではないだろうか。

(3) 要保護児童等予防的支援機能における事業・支援別の提示状況

要保護児童等予防的支援機能を提示している乳児院の中でも、3つの事業・支援を提示している乳児院から1つの事業・支援を提示している乳児院まで様々な実態があった。4つ以上の事業・支援を提示している乳児院はなかった。以下、事業・支援別に考察する。

①子育て短期支援事業

要保護児童等予防的支援機能提示乳児院の81.4%が、子育て短期支援事業についてホームページ上で提示していた。

子育て短期支援事業とは、児童福祉法第6条の3第3項に定められた子育て支援事業の一つで、保護者が何らかの事情で一時的に児童を養育することが困難になった場合に、乳児院や母子生活支援施設等で児童を預かって養育するものである。本事業は、平成7年に「子育て支援短期利用事業」という名称で実施要項が定められ（平成7年4月3日児発第374号）、平成17年の児童福祉法改正により、正式に市町村が実施する子育て支援事業の一つとなった。その後平成26年に「子育て短期支援事業実施要綱」¹⁶⁾が定められ、平成27年に子ども・子育て支援新制度が施行されてからは子ども子育て支援法第59条の7で地域子ども・子育て支援事業の一つとしても位置づけられた。

このような歴史がある子育て短期支援事業であるが、ショートステイやトワイライトステイは平成7年に定められた「子育て支援短期利用事業実施要綱」に既に記載があり、令和5年の時点で28年の歴史を有する。要保護児童等予防的支援機能の中では最も長い歴史をもつ事業で

あり、そのため提示率が最も高くなったと考えられる。

また、ショートステイは母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム等で子どもを預かるが、特に乳児の預かりについては看護師、保育士が必ず配置されている乳児院の専門性が遺憾なく発揮されるため地域からのニーズが高く提示率が高くなっていることも考えられる。

武田（2018）は、ショートステイを実施している機関へのインタビューの結果、利用者の特性として要支援的なニーズが指摘されていることを明らかにした。そのうえで、ショートステイは保護者のレスパイトにより虐待の予防策となっており、また、継続的に親子を支援することで親子分離に至らない結果となることを指摘している¹⁷⁾。前述の通り社会的養育ビジョンでは、親子を分離させない在宅支援の充実が目指されている。要保護児童等予防的支援機能を提示している乳児院のうち、80%以上の乳児院が子育て短期支援事業に取り組んでいることは、地域における虐待予防の重要な役割を担っていると見える。

②親子の通所

「親子の通所」機能は、要保護児童等予防的支援機能提示乳児院における割合が57.7%と①子育て短期支援事業に次いで多かった。「『乳幼児総合支援センター』を目指して」で「新」のマークが付けられているように、「親子の通所」機能は、これまで乳児院において取り組みがなかった、もしくは一部の乳児院に限られていた機能である。

従来の乳児院では、子どもの単独保護や子どもの措置入所の制度はあったものの、親子で通所するという機能はなかった。児童養護施設は知っていても乳児院は知らない、という人が多いのは、その数の違いもあるだろうが、従来の乳児院が閉鎖的になりやすかったということも理由の一つではないだろうか。児童養護施設の子ども達はその多くが学校や幼稚園へ通い、地域社会との交流があるが、乳児院の子ども達は

そのような地域社会との交流がないことも少なくない。そのため地域との交流をよほど意識していなければ関係は希薄になりがちだったのでないだろうか。この「親子の通所」機能は、地域の人々が乳児院について知り、関わりを深めるきっかけになると考えられる。

乳児院が「乳幼児総合支援センター」としての役割を担うことが提言されてからわずか4年で、要保護児童等予防的支援機能提示乳児院のうち半数以上の乳児院が「親子の通所」の取り組みを始めていることは特筆すべきことである。子どもの養育や集団活動に親も一緒に参加して子育てのノウハウを学べるような環境を提供することは、日々入所している乳幼児を「親代わり」としてチームで養育し生活や遊びに工夫を凝らす直接処遇職員の強みなのではないだろうか。「親子の通所」機能は、乳児院の強みを生かしながら、工夫次第であまり費用をかけずに取り組むことができ、各乳児院が趣向を凝らしながら地域社会と繋がろう、貢献しようとして取り組んできたことがこの結果に繋がっていると考えられる。

「親子の通所」の内容は、未就園児・未就学児とその保護者を対象とした製作や絵本の読み聞かせ、遊びの広場の開催、ベビーマッサージ講座、クリスマス会等行事の開催などがあり、各乳児院によって名称、開催時期、頻度等は異なるが、実に多種多様な取り組みがなされている。その時点で「悩みがある」「相談したい」と思っていない保護者でも気軽に足を運べるよう、保護者の「相談」ではなく子どもと「遊び」に来られる仕組みづくりがなされている乳児院が多いように思う。「乳児院は虐待された子や親と暮らせない子が生活しているところ」という従来からの機能しか知らない地域住民にとっては、「相談に来ませんか」と言われると来院するハードルが高くなると考えられる。しかし、「お子さんと遊びに来ませんか」「一緒におやつを食べませんか」など、気軽に足を運べるしかけをすることで、乳児院の新たな機能を知ってもらうきっかけになり地域社会とのつながりが広がり、深まっていくのではないだろう

か。

乳児院において親子が参加できる集団活動等を開催することは、子育て中の保護者を保育士や看護師、栄養士等の専門職が多くいる場に招くことであり、困った時や悩んだ時に相談しやすい環境を提供することに繋がる。特に保育所や幼稚園、認定こども園などに通っていない子どもの保護者に対しても日常的・継続的な支援を提供することができる可能性があり、児童虐待の発生を予防するという観点からも非常に有効な手段であると考えられる。

③産後ケア事業、産前・産後母子サポート事業

産後ケア事業等は、要保護児童等予防的支援機能提示乳児院における割合が17.5%と、提示率が高いとは言い難いのが現状である。

平成26年に厚生労働省は「妊娠・出産包括支援モデル事業」を実施した。その中で子育て世代包括支援センターを設置し、「産後ケア事業」を実施することが事業に盛り込まれた。その後、令和元年に母子保健法の一部を改正する法律により産後ケア事業の実施が市町村の努力義務となった。産後ケア事業の対象者は、産後に心身の不調又は育児不安その他特に支援が必要である者である¹⁸⁾。また、産前・産後サポート事業の対象者は、身近に相談できるものがない、または多胎・若年妊婦など社会的な支援が必要である者とされている¹⁹⁾。どちらの事業も市町村の担当者がアセスメントした後に利用者を決定するものであり、制度的位置づけのため本人が希望をすれば必ず利用できるというものではない。このような背景から各乳児院がホームページに産後ケア事業等の取り組みを明記することの意義を感じ辛い現状があるように思う。このことが提示率の低さの一因なのではないだろうか。しかし、何か他の情報を求めて乳児院のホームページにたどり着いた人が、たまたまではあっても産後ケア事業等の取り組みを目にすることは非常に意義のあることであると言える。自分自身が困ったときに、誰か身近な人が困っている時に、その時すぐに利用せずとも、あると安心な「お守り」のようにその情報

が地域の人々に安心感を与えるのではないだろうか。

一方、提示率が低いだけでなく実際の取り組みがまだ進んでいないという可能性も検討する必要がある。産後ケア事業等を行う上で課題となるのはハード面や人材の確保ではないだろうか。産後ケア事業は、短期入所型、通所型、居宅訪問型があるが、特に短期入所型においては乳児院によっては既存の居室では事足りず、専用の居室を新たに設ける必要が出てくる。また、産後ケア事業は、事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の配置が義務付けられており、原則助産師を中心とした実施体制での対応が求められている²⁰⁾が、人材の確保は簡単ではない。産前・産後母子サポート事業は、研修を受けていれば専門的な資格を有していなくてもサポートにあたることができる²¹⁾が、これらの人材をどのように地域で募集し養成していくかは課題であると考えられる。

児童虐待による死亡事例等の検証結果では、死亡時点の子どもの年齢は「0歳」がおよそ半数を占め、このうち25%が「月齢0か月」であった²²⁾。「健やか親子21（第2次）」²³⁾では「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」が基盤課題となっており、妊娠期から児童虐待の防止対策をすることの重要性が指摘されている。児童虐待は発生子防の観点でとらえることが重要であることが指摘されている²⁴⁾が、このことは子どもの命を守り健やかな育ちを支えることはもちろん、悩み苦しむ虐待を「してしまう」保護者を減らすという点においても重要な観点である。産後ケア事業等は児童虐待防止の重要な役割を担っているため、今後より一層支援を拡充していくことが求められる。

④親子宿泊支援

親子宿泊支援は、要保護児童等予防的支援機能提示乳児院における割合が2.1%と、提示率が最も低かった。

そもそも親子宿泊支援はまだ制度が整っていないのが現状である。相澤は「親子宿泊支援事業（仮称）」を「乳児院などの児童福祉施設に

設置している親子訓練室等を活用して、軽度な虐待あるいは育児ノイローゼぎみの親等をその子どもとともに短期間宿泊してもらい、メンタルケア、育児及び家事支援等を行う在宅支援事業²⁵⁾と定義しており、事業化していくことでより多くの乳児院が取り組みをはじめることが期待される。今後、既に取り組んでいる乳児院における取り組みの経過や課題、今後の展望等を調査することで、より多くの乳児院で親子宿泊支援が広がっていくことを期待したい。

⑤養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、要保護児童等予防的支援機能提示乳児院における割合が9.3%と、提示率は低い。

養育支援訪問事業は、平成16年より開始した育児支援家庭訪問事業をルーツとし、平成21年児童福祉法の一部改正に伴い、現在の「養育支援訪問事業」へと名称が変わると同時に市町村が実施する事業となった。養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者や保健師・保育士等が家庭を訪問し、育児・家事の援助や指導助言を実施するものである。この事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）の結果、養育支援が必要であると判断された家庭や、関係機関からの連絡・通告等により把握され、本事業による支援が必要と判断された家庭の子どもおよびその保護者である²⁶⁾。さらに、乳児院等を退所し、児童が復帰した後の家庭も対象となる。これまで見てきたように、この事業は産後ケア事業等と同様、一般家庭における訪問相談のニーズには答えていない。

養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業等の支援の隙間を埋め、子育ての孤立を防止しようと始まった取り組みが「家庭訪問型・子育て支援ホームスタート」である。ホームスタートとは、乳幼児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が無償で訪問し、「傾聴」と「協働」をする家庭訪問型子育て支援ボランティア

である²⁷⁾。このようなホームスタートの取り組みを取り入れ、実施している乳児院もあった。また、養育支援訪問事業やホームスタートという名称ではないものの、心理士や保育士等の施設職員が育児に悩む家庭を訪問し、相談にのるという取り組みを行っている乳児院もあった。

「児童の代替的養護に関する指針」²⁸⁾で児童を家族の養護から離脱させることは最終手段であることが示されたものの、現状として2,351人の乳幼児が乳児院に入所している²⁹⁾。しかも入所児は何らかの疾患や障害を有する等通常より以上のケアが必要な者が増えている³⁰⁾。このような事情からも乳児院で職員体制に余裕があるところは少ないと思われ、養育支援訪問事業等に手が回らないのが実態なのではないだろうか。乳児院が有する専門性を、より個別化して地域の子育て家庭に届けていく取り組みの在り方についても今後検討していくことが求められる。

5. まとめと今後の課題

本研究は、乳児院が「乳幼児総合支援センター」を目指す取り組みの状況について、要保護児童等予防的支援機能とフォスタリング機能に着目し、インターネット・ホームページを用いて調査を行った。その結果、要保護児童等予防的支援機能については全国で66.0%の乳児院が機能を提示していることが明らかとなり、乳児院が「乳幼児総合支援センター」へ向けて着実に多機能化を進めていることが示された。要保護児童等予防的支援機能における事業・支援別の提示状況についての調査では、「親子の通所」等各乳児院が今できることから少しずつ「乳幼児総合支援センター」への歩みを進めていることが明らかになると同時に、「親子宿泊支援」などは今後支援の拡充が求められることも示された。また、フォスタリング機能については全国で38.8%の乳児院が機能を提示していたが、これからより一層情報を提示し里親を開拓・育成・支援していくことが必要であると考察した。

本研究はインターネット・ホームページの情報をもとにした調査であり、実態との乖離がある可能性がある。しかし、育児中の母親の多くがインターネットを利用して情報を集めていることから、ホームページはその情報に出会うきっかけになり、サービスを受けるかどうかの判断材料になると考えられる。SNSを用いて情報収集する母親も多いことから³¹⁾、今後はSNSにも調査の幅を広げつつ、インターネットを活用しない広告媒体(チラシ等)の現状と有益性についても検討していきたい。

このように変わりつつある乳児院が地域にどのような良い影響をもたらすのか、また乳児院が「乳幼児総合支援センター」を目指すうえで課題となることはどのようなことなのかを明らかにすることはできていないため、今後明らかにしていきたい。

引用文献

- 1) 子ども家庭庁 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値) 2023
- 2) 厚生労働省 令和2年度 福祉行政報告例の概況 2021
- 3) 国際連合第65回全体会議 第64回総会 第64号議題[第三委員会報告(A/64/434)に関する] 国連総会採択決議 64/142 児童の代替的養護に関する指針(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳) 2009
- 4) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 新しい社会的養育ビジョン 2017
- 5) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国乳児福祉協議会 「乳幼児総合支援センター」を目指して 乳児院の今後のあり方検討委員会報告書 2019
- 6) 同上
- 7) 前掲(5)
- 8) 前掲(5)
- 9) 前掲(4)
- 10) 子ども家庭庁 関係資料集 参考資料4 2023
- 11) 中島千英子、永井由美子 母親の育児情報源としてのSNS利用に関する調査 大阪教育大学紀要 2020 人文社会科学・自然科学 第68巻 41-49
- 12) 社会的養護施設第三者評価事業 評価基準について 別添2-5 第三者評価共通評価基準 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留

- 意点（乳児院解説版） 2022
- 13) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 「産前・産後母子支援を地域で進めるために」鯉淵記念母子福祉基金事業 母子生活支援施設・乳児院の取り組み事例集 2022
 - 14) 前掲（10）
 - 15) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 里親委託ガイドライン（一部改正）令和3年3月29日 子発0329第4号 2011
 - 16) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 子育て短期支援事業実施要項（一部改正）平成31年3月29日 子発0329第27号 2014
 - 17) 武田玲子 子どものショートステイについての一考察 明治学院大学社会学部附属研究所 保育所年報 2018 48号 105-115
 - 18) 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン 2020
 - 19) 同上
 - 20) 前掲（18）
 - 21) 前掲（18）
 - 22) こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第19次報告 2023
 - 23) 厚生労働省子ども家庭局母子保健課「健やか親子21（第2次）」の中間評価と成育基本法 2019
 - 24) 厚生労働省 子ども虐待対応の手引き 第2章 発生予防 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/02.html>（2023年10月20日検索）
 - 25) 相澤仁 地域支援について 資料3 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000545952.pdf>（2023年10月20日検索）
 - 26) 厚生労働省 養育支援訪問事業ガイドライン 2009
 - 27) 特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパン 地域の力で子育ての孤立を解消する 家庭訪問型子育て支援・ホームスタート 支援拡充プログラム 開発レポート（公益財団法人東京都福祉保健財団助成「子供が輝く東京・応援事業」） 2021
 - 28) 前掲（3）
 - 29) 前掲（10）
 - 30) 厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局 障害保健福祉部 児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在） 2019
 - 31) 前掲（11）